

ひとり親家庭の  
お父さんお母さんを応援！

# ひとり親家庭等日常生活支援事業

## ひとり親家庭等日常生活支援事業ってなに？

ひとり親家庭のお父さんやお母さん等が、一時的に家事や育児を行うことが難しくなったときに、支援員が家事や育児のお手伝いをします！

これは助かるね！

- ★ 生活援助・・・食事や身の回りのこと、洗濯、住居の掃除、買い物など
- ★ 子育て支援・・・乳幼児の保育、育児のお手伝いなど



## どんなとき利用できるの？

例えば・・・

- 仕事が忙しくて、部屋の掃除や洗濯が十分にできない・・・
- 体調不良が続いて、子どもたちの食事の準備が十分にできない・・・
- 疾病・看護・事故・災害等突発的な理由で、家事をするのが困難な状況・・・

こまったな・・・  
どうしよう！！



## 利用期間は？

### 利用期間

- ★ 利用日数  
1月あたり10日以内
- ★ 利用時間  
午前9時から午後6時まで

土・日も利用  
できますよ

これは  
便利！

ただし、国民の祝日 8月13日～8月15日  
12月29日～1月3日を除きます





## 利用したいときはどうするの？



### ① まず登録・利用申請

市役所子育て支援課、各支所市民窓口  
課で申請書を記入、提出します。

【持ってくるもの】

- マイナンバーのわかるもの●印鑑  
(登録は無料です)

利用についての希望をお聞きます

### ② 利用決定通知を受け取る

申請書の審査後、利用を決定し、  
「利用決定通知」を利用者へ送付  
します。

(申請日から1週間前後で郵送  
します)

決定通知が届いてからの  
利用となります

申請から利用までの流れです



### ③ 事前打合わせ（電話等）

「利用決定通知」を受け取ったら、  
利用者が直接、委託先に連絡します。  
利用日時の確認や、支援内容などの  
打合わせをします。

担当者に何でもおたずねください

### ④ 支援員が自宅を訪問

利用当日に、支援員が自宅へ訪問し、  
家事、育児等のサポートをします。



変更やキャンセルの場合は、  
早めにご連絡ください。

### ⑤ 利用料金の支払い

利用月ごとに、利用料金をお支払い  
いただきます。

世帯の所得に応じて  
利用料が決まっています



## 利用料金は？



★1時間あたり★

**300円**

世帯の所得に応じて減免があります

くわしくは、お問い合わせください

何でもお問い合せ  
ください



お問合せ先

飯塚市役所 子育て支援課

0948-22-5500

(内線：1119・1120)

こども家庭係



ぜひ、ご利用ください！

